

「今治タオルブランド商品認定マーク」データご希望の方へ



imabari towel
Japan

「今治タオルブランド商品認定マーク」（以下「認定マーク」という）は、本組合が商標権を有し、「商標法」によって保護されているものです。
したがって、何人も本組合の許可なく「認定マーク」を使用することはできません。

「認定マーク」を、販促用の副資材や、カタログやWebなどの広告メディア等の場で表示する場合は、「今治タオルブランド商品」を保有する組合員企業が申請し、本組合の許可を受けなければなりません。
組合員企業以外の流通業者が「認定マーク」を表示する場合においても、許可は組合員企業を経て行わなければなりません。

「ロゴデータ (Illustrator10,CS用)」ご希望の方は
メールでお送りしますので、今治タオル工業組合へ依頼をお願い致します。